

# ストップ！児童虐待！！

何より大切な子どもの  
笑顔・成長のために…



毎年11月は児童虐待防止推進  
月間です。

本年度は「聞こえるよ 耳を  
すませば 心のさけび」を標語  
に全国一斉にキャンペーンなど  
が開催されます。

ここ数年、虐待によって子ど  
もが犠牲になる痛ましいニュー  
スが新聞やテレビ、ラジオなど  
を通して毎日のように流れてい  
ます。

虐待の一番の悲劇は子どもた  
ちにとって、一番愛されるべき  
保護者から、安全であるべき家  
庭の中で日常的に繰り返される  
行為であるということです。虐  
待は、どこでも起こり得ます。  
決して他人事ではないのです。

その背景には「育児の孤立化」  
が原因であると言われています。  
母親は子育てのすべてを一人で  
抱え込まず、地域はその家庭が  
孤立しないよう見守り、社会全  
体で子ども虐待の発見と防止に  
努める必要があります。

子どもは親からの愛情を受け  
て健やかに成長します。親から  
一方的な虐待を望んでいる子ど  
もがいるでしょうか。

## 今すぐストップ児童虐待！

虐待かどうかは、子どもの立  
場に立って判断されなければな  
りません。

虐待は、親自身が変わる必要  
があるのです。

### 虐待の行為

「児童虐待の防止等に関する  
法律第2条」に「保護者（親権を  
行う者、未成年後見人その他の  
者で、児童を現に監護するもの  
をいう）がその監護する児童（18  
歳に満たない者）に対し、次に  
掲げる行為をすること」と児童  
虐待について定義されています。  
そして、各号に列記されている  
虐待の行為は次の通りです。

#### ○身体的虐待

一方的に殴る・けるなどの暴  
力を振るう、食事を与えない、  
やけどを負わせる、冬は戸外に  
閉め出す、部屋に閉じ込めるな  
どの行為

#### ○性的虐待

性的行為の強要、性器や性交  
を見せる、ポルノグラフィーの  
被写体にするなどの行為

#### ○ネグレクト

（育児放棄・監護放棄）

食事を与えない、風呂に入れ  
ない、ひどく不潔にする、家か  
ら閉め出す、車中に長時間放置  
する、保護者以外の同居人によ  
る虐待を放置するなどの行為

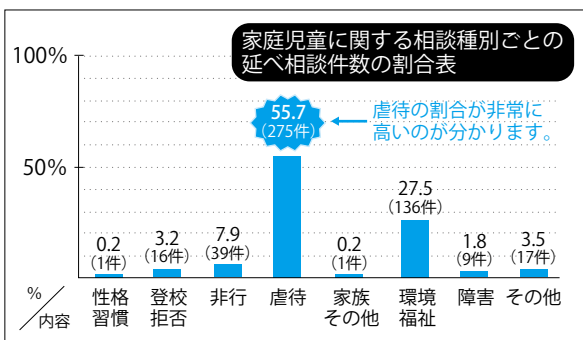
#### ○心理的虐待

言葉による脅しなどの暴力、  
無視、兄弟間の差別的扱い、子  
どもの目の前でDV（配偶者や  
パートナーからの暴力）を行う  
などの行為

### ■本市の現状

昨年度、本市の児童虐待に関  
する相談対応件数は、下記表の  
通り家庭児童に関する相談延べ  
494件のうち275件に上り、  
全体の約半数以上を占めていま  
す。さまざまな相談が寄せられ  
ますが、虐待はそのほとんどが  
家庭という密室で起こることか  
ら、それを把握することは非常  
に困難になっています。

このようなことから、虐待が  
疑われる場合や確信が持てない  
場合でも、市民の皆さんからの  
積極的な通告によって把握でき



虐待かな?と思ったら、  
早く連絡してください!

迷わず左記へ連絡してくださ  
い。なお、連絡した方が特定さ  
れないよう秘密は固く守ります。

#### ●連絡先

▼相談専用電話・ファクス

☎ 0996(20)6343

☎ 0996(23)5088

▼本庁子ども対策室直通

☎ 0996(22)8115

ることが早期発見につながりま  
すので、ぜひ、ご協力ください。

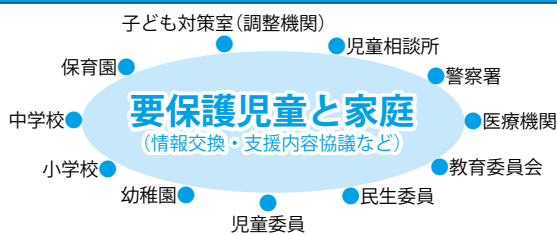
音声案内後2350  
▼本庁子ども対策室(内線2  
350)

### ■相談・連絡がきた後の対応

子ども対策室が薩摩川内市要  
保護児童対策地域協議会の調整  
機関となり、各機関と連携・協  
力して児童虐待などに対応して  
います。相談や連絡がきた事案  
を検討するためケース会議を開  
催し、児童相談所などでの一時  
保護や児童福祉施設などへの入  
所を含め協議します。

### 薩摩川内市要保護対策地域協議会の構成

(連携・協力して児童虐待などに対応しています)



\*掲載は主な団体で、すべてではありません。